

れいわ ねん ねん がつ にち げつ
令和8年(2026年)3月9日(月)

じ ふん じ ふん
14時00分から 16時00分

はちおうじしやくしよほんちようしゃ かいぎしつ
八王子市役所本庁舎 801・802会議室

れいわ ねんど ねんど
令和7年度(2025年度)

しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいだいいかいぜんたいかい
障害者地域自立支援協議会第4回全体会

し だい
次 第

1 ぎだい
議題

- いじん へんこう
(1) 委員の変更について
- けいかく ちゅうかんみなお
(2) 計画の中間見直しについて
- らいねんど うんえいたいせい
(3) 来年度の運営体制について

2 ほうこく
報告

- た ほうこくじこう
(1) その他報告事項

しりょう
<資料>

- 【資料1】 はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいいんめいぼ ぜんたいかい
八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿 (全体会)
- 【資料2】 しょうがいしゃけいかく だい7 きしょうがいふくしけいかく だい3 きしょうがいじふくしけいかく ちゅうかんみなお
障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直し
について
- 【資料3】 れいわ8ねんどうかいぎについでひょう
令和8年度会議日程表
- 【資料4】 はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいせつちようこう
八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱
- 【資料5】 はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかうんえいようりょう
八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

はちおうじししょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい い いんめいほ ぜんたいかい
八王子市障害者地域自立支援協議会委員名簿(全体会)

資料 1

れいわ ねん がつ にち げんざい
令和 8 年 2 月 3 日 現在

NO	区 分	委 員	所 属 等	
1	がくしきけいけんしゃ 学識経験者	やじま りえ 矢嶋 里絵	とうきょうとりつだいがく じんぶんしゃかいがくぶきょうじゆ 東京都立大学 人文社会学部教授	
2	ししていそうだん しえんじぎょうしゃ 市指定相談支援事業者	つかだ よしあき 塚田 芳昭	そうだん しえん 相談支援センター ぴあ・らいふ	
3		みつおか よしひろ 光岡 芳宏	そうだん しえん 相談支援センター サポート南多摩	
4		まつ お りゅうじ 松尾 隆司	ちいきせいかつ しえんしつ たか お 地域生活支援室 高尾	
5		さわだ てつや 沢田 哲也	まちぼの相談室	
6		おがた はな 緒方 葉奈	そうだん しえん 相談支援センター 待夢	
7		きかんそうだんしえんせんたー 基幹相談支援センター	なかじま みほこ 中島 美穂子	はちおうじ きかんそうだん しえん 八王子市基幹相談支援センター
8	しょうがいしゃ しえん きかん 障害者支援機関	(在宅)	たかさき みずき 高崎 瑞貴	しまだりょういく 島田療育センターはちおうじ
9		(通所)	やまかわ とおる 山川 徹	はちおうじ いちようの会
10		(通所)	ありが ゆたか 有賀 豊	マインドはちおうじ(リサイクルわかくさ)
11		(施設)	ねぎし けい 根岸 京	とぶき いくせいえん とぶき育成園
12		(就労)	うじひら けいこ 氏平 啓子	しゅうろう せいかつしえん 就労・生活支援センター ふらん
13		しょうがいしゃ だんたい だいひょうしゃ 障害者団体の代表者	どい ゆきひと 土居 幸仁	はちおうじ 八王子ワークセンター
14	しょうがいとうじしゃ 障害当事者	(身体)	ただ やすし 冨田 靖史	はちおうじしょうがいしゃだんたいれんらくきょうぎかい 八王子障害者団体連絡協議会
15		(身体)	みやかわ じゅん 宮川 純	ほうじん はちおうじ しかくしょうがいしゃふくし きょうかい NPO法人八王子視覚障害者福祉協会
16		(身体)	みやもと いちろう 宮本 一郎	はちおうじしちようかくしょうがいしゃきょうかい 八王子市聴覚障害者協会
17		(知的)	たまる としひこ 田丸 俊彦	レストランあさかわ
18		(精神)	もせ まこと 百瀬 慎	ほうじん たまくさ かい NPO法人 多摩草むらの会
19		(難病)	つねかわ れいこ 恒川 礼子	ほうじん なんびょう NPO法人 難病ネットワーク
20	ほけんいりょうかんけいしゃ 保健医療関係者	たなか あつこ 田中 敦子	はちおうじし ほけんじちちょう 八王子市保健所長	
21	きょういくかんけいしゃ 教育関係者	いのうえ みほ 井上 美保	とうきょうとりつみなみおおさわがくえん こうちよう 東京都立南大沢学園 校長	
22	しゃかい ふくしかんけい きかん 社会福祉関係機関	よねくら としお 米倉 敏夫	はちおうじ しみんせいいいんじど ういんきょうぎかい 八王子市民生委員児童委員協議会	
23		い で いさお 井出 勲	はちおうじししゃかい ふくしきょうぎかい 八王子市社会福祉協議会	
24	ちようかい じち かい さんぎよけいざい だいひょう 町会・自治会、産業経済の代表	おがわ こうじ 尾川 幸次	はちおうじしちようかいじち かいれんこうかい 八王子市町会自治会連合会	
25		おおた としお 太田 敏夫	はちおうじししょうこう かいぎしよ 八王子商工会議所	
26	こうほしみん 公募市民	あおき なおこ 青木 直子		
27		つちや ゆみ 土屋 由美		
	しょうがいとうじしゃいんしえんしゃ (ちてき) 障害当事者委員支援者(知的サポーター)	たけざわ まさみつ 竹澤 正光	ヒューマンケア協会	

障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の中間見直しについて

1 現行計画

(1) 構成

3つの計画を一体的に策定

計画名	概要	根拠法
障害者計画	理念・施策の方向性	障害者基本法第11条
障害福祉計画	障害者向け施策の実施計画	障害者総合支援法88条・89条
障害児福祉計画	障害児向け施策の実施計画	児童福祉法第33条の20

(2) 特徴

ア 計画期間（令和6年度から令和11年度まで）

地域の実情によって柔軟な期間設定ができるとする国の基本方針を踏まえ、3年→6年へ変更。長期的スパンで障害福祉施策に取り組み、効果的な事業構築を行う。

また、上位計画である地域福祉計画と期間を合わせ、整合性を図っている。

イ 中間見直し

障害福祉計画、障害児福祉計画について、国の基本方針や社会情勢の変化、地域の実情等を鑑み中間見直しを実施し、障害者計画についても、必要に応じて見直す。

ウ モニタリング（計画の達成状況の点検と評価）

八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見等を聴取。

(3) 内容

ア 基本目標

全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

イ 基本方針

- ・安心して暮らせる地域づくり
- ・ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に
- ・ともに支えあえる地域社会の実現を

ウ 基本方針を支える柱（目指す姿）

障害者計画において、5つの柱と全70の施策項目を設定

柱1：一人ひとりに応じた適切な支援

柱2：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

柱3：地域で支えあい、活躍できる環境整備

柱4：インクルーシブ社会の推進

柱5：質の高い生活環境の提供

エ 成果目標と活動指標

第7障害福祉計画・第3障害児計画において、数値目標とサービス見込量を設定

2 中間見直しの方向性（案）

（1）障害者計画

- 基本目標・基本方針 → 継承
- 基本方針を支える柱 → 継承
- 施策項目・取組 → 必要に応じて見直し
- 計画期間 → 現行のまま（計画後期へ）

（2）第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

- 成果目標・活動指標 → 見直し（第8期・第4期へ）
- 計画期間 → 令和9年度～令和11年度

（3）見直し内容

モニタリング結果や協議会抽出の地域課題は、概ね国の基本方針に合致している。これらの課題に対し、中核市権限を活用した事業者指定のあり方の見直し等の手法により、支援の「質の向上」を核とした内容とする。

（4）検討体制

- 八王子市障害者地域自立支援協議会から意見聴取
 - ＝当事者委員が多く参画しており、各種団体の代表者で構成
- 八王子市社会福祉審議会にも報告
 - ＝事業者指定の方法等
- パブリックコメントも実施
 - ＝広く意見を求めるため

（5）スケジュール

- ア 自立支援協議会や庁内照会等での意見聴取：4～3月
- イ 市政策会議：方向性については3月17日に付議。パブリックコメント実施前の11月頃に素案を付議。
- ウ 市議会等：パブリックコメント実施前の11月頃に素案を報告。
- エ その他必要に応じて庁内各所管や関係団体へのヒアリング等を実施

令和 8 年度 日程表 (予定)

午前:概ね 10:00-12:00

午後:概ね 14:00-16:00

◎自立支援協議会 全体会

NO	月 日	曜日	区 分		会 議 室	備 考
			午 前	午 後		
1	4月30日	木		○	801・802 会議室	
2	9月4日	金		○	801・802 会議室	
3	12月14日	月		○	801・802 会議室	
4	3月10日	水		○	801・802 会議室	

◎自立支援協議会 運営会議

NO	月 日	曜日	区 分		会 議 室	備 考
			午 前	午 後		
1	4月10日	金	○		502 会議室	
2	7月30日	木		○	502 会議室	
3	11月5日	木	○		502 会議室	
4	2月9日	火	○		第 6 委員会室	

計画策定念のため確保日程

502	4月20日月	13-17
第6	4月24日金	13-17
502	5月25日月	13-17
第6	5月28日木	13-17
502	6月26日金	13-17
502	6月29日月	13-17
第6	7月15日水	13-17
<u>502</u>	<u>7月22日水</u>	<u>830-12</u>
701	8月17日月	13-17
第6	8月19日水	13-17
502	10月20日火	13-17
502	10月23日金	13-17
第6	11月13日金	13-17
502	11月16日月	13-17
<u>第6</u>	<u>1月26日火</u>	<u>830-13</u>
第6	2月1日月	13-17

八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱

平成23年3月24日施行

平成24年4月1日改正

平成25年4月1日改正

平成25年8月26日改正

平成26年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和7年4月1日改定

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3の規定に基づき、誰もが、障害の有無、年齢、性別を問わず、地域社会でともに支えあい、安心して暮らせるまちづくりを目指し、保健、医療、福祉、教育、労働などの分野で様々な人や機関と連携し、相談支援体制の充実などを図り、本人の意向に基づいた必要な支援を受け、生涯すべての場面において、自立した日常生活を営むことができる社会を構築するための協議の場として、八王子市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 相談支援事業の運営等に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域における社会資源の開発、改善に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (6) 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(令和3年八王子市条例第73号)第245条第6項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等に係る要望、助言等に関すること。
- (7) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市指定相談支援事業者
- (3) 基幹相談支援センター
- (4) 障害者支援機関
- (5) 障害者団体の代表者

- (6) 障害当事者
 - (7) 保健医療関係者
 - (8) 教育関係者
 - (9) 社会福祉関係機関
 - (10) 町会・自治会、産業経済の代表
 - (11) 公募市民
- 2 協議会の下に運営会議及び必要に応じて部会等を置くことができる。
- 3 協議会等の運営に関し必要な事項は、別途要領により定める。

(謝礼)

第4条 協議会の出席者には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(守秘義務)

第5条 協議会、運営会議等に参加した者は、協議・運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第6条 協議会の円滑な運営を図るため、福祉部障害者福祉課に事務局を置き、協議会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

八王子市障害者地域自立支援協議会運営要領

平成 23 年 3 月 24 日施行

第 1 趣旨

八王子市障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、八王子市障害者地域自立支援協議会設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 委員の委嘱等

委員は、市長が委嘱又は任命する。

第 3 委員の任期

委員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 役員

1 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1 人

(2) 副会長 1 人

2 役員は、委員の互選により定める。

第 5 役員職務

1 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 協議会の会議

1 協議会は、必要の都度開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

6 協議会は、公開するものとする。ただし、運営会議等については、協議会の決定により公開しないことができる。

第 7 運営会議等

1 協議会の下に運営会議及び必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）、プロジェクトチームを設けることができる。

2 運営会議は幹事会とし、協議会の運営・方向性等検討する。

3 運営会議は、協議会の構成委員の中から 10 名程度を選出し、おおむね 2 か月に 1 回開催する。

4 運営会議には座長、座長代行を置き、構成員の互選によりこれを定める。

5 座長は、運営会議の検討事項を協議会に報告する。

- 6 座長代行は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、会長の指名する者をもって構成し、協議会が指定する事項について検討する。
- 8 部会には、部会長を置き、運営会議の構成員が部会長に当たる。
- 9 部会長は、部会の事務を掌理し、部会での活動を協議会に報告する。
- 10 プロジェクトチームは、必要に応じて設置し、協議会が指定する事項について調査研究する。
- 11 プロジェクトチームの代表には、運営会議の構成員が当たり、必要に応じて調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成23年3月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後、最初に委嘱される協議会の委員の任期は、第3の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。